

要綱第3号様式

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市長		平成28年7月26日					
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都港区東新橋1丁目9番3号		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 日本通運株式会社 代表取締役社長 渡邊 健二 電話 03-6251-1111					
主たる業種	運輸業	細分類番号	4	4	1	1	
事業者の区分	<input type="checkbox"/> ア <input checked="" type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号						
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで						
基本方針	1. 地球規模の環境問題・都市公害の改善に努める 2. 省資源・循環型社会の構築に努める 3. 教育・啓発活動に努める						
計画を推進するための体制	本社に環境問題役員を配置、京都支店総務・業務を環境保全責任課所として明確にし、従業員に環境保全の重要性を徹底する。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (23~25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	3,864.0 トン	3,605.3 トン	3,561.5 トン		-7.3 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	3,911.5 トン	3,605.3 トン	3,561.5 トン		-8.4 パーセント	
実績に対する自己評価		省エネに対する意識が向上している。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率
	事務所・倉庫	事業活動に伴う排出の量 (輸送数量[t]×1/10000)	41.52	34.27	43.48		-6.37 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
実績に対する自己評価		ある事業所における輸送数量の大幅な減少で分母が小さくなり、温室効果ガス排出量の増加に影響したと考えられる。					
重点的に実施する取組の実施状況	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考		
	58.0 パーセント	58.0 パーセント	58.0 パーセント				
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	<ul style="list-style-type: none"> 電気使用量、事業用自動車の燃費適正管理 ・エコドライブ講習の実施・意識付け ノー残業デーの設定による夜間電力の削減 ・クールビズ、ウォームビズの設定 空調の適正温度管理設定(冷房28℃、暖房20℃) 					
	(27)年度	<ul style="list-style-type: none"> 電気使用量、事業用自動車の燃費適正管理 ・エコドライブ講習の実施・意識付け ノー残業デーの設定による夜間電力の削減 ・クールビズ、ウォームビズの設定 空調の適正温度管理設定(冷房28℃、暖房20℃) 					
	(28)年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	よりCO2排出量の少ない「移動」にチャレンジする「smart move(スマートムーブ)〜地球にやさしい移動にチャレンジ!〜」キャンペーンの実施。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	公共交通機関での通勤を、早朝出勤者・夜間出勤者以外の交通機関以外でしか出勤不可能な者については実施した。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの		トン	トン	トン		
	地域産木材の利用によるもの		トン	トン	トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの		トン	トン	トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン	トン	トン		
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの		トン	トン	トン		
合計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	「チャレンジ25キャンペーン」協賛						
特記事項							

- 注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。